5 既取得免許状に新たな特別支援教育領域を追加する方法

- ※ 既に特別支援学校教諭免許状(盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。)を取得している場合、同種類の他の特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合は、新たな特別支援教育領域を追加することとなります。 新たな免許状の授与を受けることはできませんので留意して下さい。
 - (1) 単位の修得により新たな特別支援教育領域を追加する場合(教員の経験を必要としない場合)

所 要 資 格				各		特支 施行規則第7条第3項
			追加しようとす る領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
					専修・1種免許状	2種免許状
所			視覚障害者に関する教育の領域	・心身に障害 のある幼児、 児童又は生徒	8 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:2単位以上 を含む	4 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:1単位以上 を含む
要	特別支援	対支援教育領域に	聴覚障害者に関 する教育の領域	元の及す(す ・の児のびす(車心びる 心る ・の児のびす(文理病科理科 身る又育導科育 は、理目等目 に幼は課法目課 性生に に) 障児生程に 程 に対は課法目課	8 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:2単位以上 を含む	
0	教育に		知的障害者に関する教育の領域		4 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:2単位以上 を含む	
単	9る科目	関する科目	肢体不自由者に 関する教育の領 域		4 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:2単位以上 を含む	
位		*	病弱者(身体虚 弱者を含む。) に関する教育の 領域	日)	4 心理等に関する科目:1単位以上 教育課程等に関する科目:2単位以上 を含む	

- ※ 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた2種免許状を有する場合 (所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。)は、 2種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。 (具体例については94~95ページ「2種免許状を有する場合の単位差の利用」参照のこと)
- ※ 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位(新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。)をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

(具体例については95ページ「第3欄科目として修得した単位の使用について」参照のこと)

H 28.7